

埼玉大会開催に向けて

全国肢体不自由養護学校PTA連合会

会 長 木 村 知 鶴

「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告から2年がたち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育を行う「特別支援教育」への転換を図るため、現在、各都道府県においてモデル事業が実施されております。平成17年度には、肢体不自由養護学校においても「個別の教育支援計画」を本格的に取り組むことになりました。

このような中で最終報告をふまえた中央教育審議会初等中等分科会特別支援教育特別委員会より、平成16年12月には「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」が、示されました。この中間報告に関して文部科学省特別支援教育課より各関係団体に意見の募集がありました。全国肢体不自由養護学校PTA連合会からも意見を述べさせていただきました。これらの意見（パブリックコメント）が「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申の審議に反映されていくことと思っております。

私たち保護者としても、このように意見を述べる機会があるということは、子どもたちの一人一人が違ったニーズを必要としていることを理解していただき、保護者も特別支援教育を理解し、より良い支援教育体制が作られていくのではと思っております。

今年度の大会は8月22日・23日両日に関東・甲越ブロックの埼玉県で開催されます。昨年度の北海道大会に引き続き、

大会2日目には「乳幼児期から学校卒業後まで、共に学び共にくらす社会をめざす一貫した支援を求めて」～教育、医療、福祉、労働の連携の在り方～をテーマにシンポジウムを開催します。埼玉県では、平成16年度から「児童生徒に心のバリアフリーを育む教育」と「障害のある児童生徒に社会で自立できる自信と力を育む教育」を柱として教育の推進に取り組んでおります。このような埼玉県の特別支援教育の現在の状況を、今後「個別の教育支援計画」にどのように位置づけて実施されることになるのか、どのような各関係機関との連携が必要になるのか各シンポジストの方々に伺えればと思っております。私たち保護者は埼玉大会で多くのことを学び、「21世紀に生きる子どもたちの、生きがいと自立を支える特別支援教育・肢体不自由教育および社会づくりの推進のため、PTA活動はどうあればよいか」と言う、この大会研究主題を実現するために努力していきたいと思っております。2年後に開催される全国肢体不自由養護学校PTA連合会結成50周年記念大会に向けて、第48回目の埼玉大会から第49回目の岐阜大会へと大きく弾みをつけて邁進していくことを願っております。

この夏、皆様に“彩の国さいたま”でお会いできることを楽しみにしております。主管校をはじめ関東・甲越ブロックは力を合わせて有意義な大会にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



真に特別な支援を

～教育と医療の新たな融合の時代へ～

全国肢体不自由養護学校長会

校 長 池 田 敬 史

私の手元に二冊の小冊子があります。いずれも忘れることのできない大切なものです。

一つめは、平成2年度に発行された、東京都教育委員会の医療行為を必要とする児童・生徒の教育措置等検討委員会による「医療行為を必要とする児童・生徒の教育のあり方について（報告）」です。

昭和62年に東京都肢体不自由養護学校長会から投げかけら

れた課題について東京都が示した見解でした。平成2年に学校において医療行為を必要とする児童・生徒の割合が3.3%であり、経管栄養、気管カニューレの管理、たんの吸引、導尿、酸素吸入といった例を挙げています。

学校で医療行為を行う基本的な考え方として、保護者が不在等により、学校の教職員が行う場合はその行為と範囲について医師と十分に相談し、判断と指示を受ける必要があるとして

います。これに基づいて、具体的方策として5点を挙げています。・就学相談体制の充実 ・指導医の配置 ・学校保健体制の整備・充実 ・教員の研修の充実 ・手引き書の作成です。この提言を受けて、平成6年から東京都の救急体制整備事業がスタートしました。

二つめは、全国肢体不自由養護学校 PTA 連合会と東京都肢体不自由養護学校 PTA 連合会の共同編集の「手記 医療的ケアを要する子どもを抱えた保護者の願い〜『いつまで待機をすれば・・・』」です。東京都では緊急時という条件付きではありましたが、指導医の指導のもと学校看護師を中心に認定を受けた教員が医療的ケアを行う体制ができました。しかし各県においては、まだまだ困難な課題でした。

夏の大会に医療的ケアの分科会が設けられ、そこでの多くの保護者の切実な声を反映し、関係省庁や県の機関に届けたい

と当時の谷口会長の発案で生まれた手作りの小冊子です。21人の父母の悩み、思い、願いが伝わってきます。この手記が関係省庁の担当者に与えた影響はその後の医療的ケアに対する行政の真摯な姿勢と今年度からの「盲聾養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」の実施をみても決して少なくなかったと考えています。昭和の初めに最新医療による治療と教育による人間形成の融合を目指した肢体不自由教育が最後に残された課題を達成しつつあります。

特別支援教育を進めるとともに、肢体不自由教育という支援を必要としている子ども達一人一人にとっての真に特別な支援の実現に向けて、保護者の皆さん、教育・福祉・労働の行政機関の皆さん、医療関係者の皆さん、各学校を取り巻く地域社会の皆さん、そして学校関係者が手を携えて歩んでまいりたいと思います。

関係者の連携による教育的支援の充実を目指して

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特殊教育調査官 下山直人

(1) 「特別支援教育」理念の普及・啓発のために

現在、法律では「特殊教育」という用語が使われています。報告では、特別支援教育の理念や基本的考え方の一層の普及・啓発を図るために、この用語を改めることを検討する必要があると述べています。

(2) 盲・聾・養護学校制度の見直し

報告では、盲・聾・養護学校の重度・重複化等に対応するため、「盲・聾・養護学校を障害種別を超えた学校制度『特別支援学校(仮称)』にすることが適当である」と述べています。この学校制度においては、「複数の障害に対応した学校」も、「これまでのように特定の障害に対応した学校」も設置が可能ですが、複数の障害に対応した学校が設置しやすくなり、どのように設置するかは、地域における教育のニーズ等を踏まえて、都道府県等が判断すると説明しています。

従来は、視覚障害、聴覚障害に対応してそれぞれ盲学校、聾学校が設置され、知的障害、肢体不自由、病弱に対応して養護学校が設置されており、このことは学校教育法で定められています。したがって、例えば、肢体不自由と視覚障害に対応した学校は、制度上は作れなかった訳です。今後は、そうした制約をなくし、地域の状況によって対応する障害種を複数にするか、或いは単一にするかを都道府県等で決められるように、制度を柔軟なものにすることがねらいとされています。

どんな学校をどのように配置するかについて報告では、①可能な限り複数の障害に対応できる②児童生徒等ができる限り地域の身近な場で教育を受けられる、など5つの視点を示しています。

また、これまで盲・聾・養護学校が果たしてきた教育相談などの地域におけるセンター的機能は、特別支援学校においても明確に位置づけることを検討すると述べられています。

(3) 小・中学校における制度の見直し

小・中学校については、現在の固定式の特殊学級から「特別



本年4月の異動により、長崎県立諫早養護学校長として転任された古川調査官の後任を務めることになりました。前職は青森県教育委員会ですが、肢体不自由と知的障害養護学校での勤務経験があります。微力ではございますが、障害のある児童生徒の教育の充実のために努力して参りますので、よろしくお願いします。

皆様ご承知のように、障害のある児童生徒の教育は、従来の「特殊教育」から新たな「特別支援教育」へと大きな転換が図られようとしております。「特別支援教育」は、一人一人の教育上のニーズを的確に把握し、児童生徒に関わる人々がこれまで以上に連携をしながら、適切な指導と必要な支援を行うことを目指すもので、今日、様々な取り組みが行われています。

本稿では、特別支援教育への移行状況や医療的ケアに関する最近の動きを紹介しながら、新たな動きの中での保護者の役割について述べたいと思います。

1 制度の在り方に関する検討状況について

特別支援教育への移行にあたっては、制度改正が必要なこととそうでないことがあります。制度改正を必要としないことの一つが、小・中学校の通常学級に在籍するLD(学習障害)等児童生徒に対し適切な指導や必要な支援を行う取り組みであり、目下、全国で急ピッチで進められています。次に述べる「個別的教育支援計画」も、現行制度でできることです。

制度の見直しを必要することについては、平成16年2月に中央教育審議会に特別支援教育特別委員会が設置され、検討が開始されました。審議の結果、同年12月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」と題する中間報告(以下「報告」という)として公表されました。報告の概要は次のとおりです。

支援教室（仮称）」のシステムへ移行を目指す、様々な課題もあることから研究開発学校での先導的な取り組みや課題の検討を具体的に進めることが適当であると述べられています。この「特別支援教室」の構想は、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導を受けられるシステムですが、障害の種類によっては固定式の学級の方が教育上の効果が高いとの意見もあります。また、教職員の配置や教員の専門性の確保など様々検討しなければなりません。こうしたことから、先導的な取り組みを進めるとともに課題について具体的に検討することが必要とされた訳です。

(4) 今後の見通し

以上のほか、特別支援学校の免許制度や関連する諸課題にも言及されていますが、ここでは紙面の関係で省略します。

中間報告後、パブリックコメントを行い、個人、団体からたくさんのお意見をいただきました。それらの意見を踏まえ、今後さらに検討を重ねて最終報告が出され、その上で、必要な法改正などの手続きに進むものと予想されます。

2 「個別の教育支援計画」について

関係者の連携による教育的支援のための手立てとして用意されるのが「個別の教育支援計画」です。

個別の教育支援計画は、平成14年に閣議決定された新障害者基本計画の重要施策実施5か年計画において、「盲・聾・養護学校においては平成17年度までに策定する」と謳われています。

既にこの計画を活用している学校もありますが、多くの学校では、これまで書式や手順等を検討しており、今年度から本格的に取り組むことにしています。

(1) 一人一人の特別な教育ニーズの明確化

「個別の教育支援計画」を具体的にイメージしていただくために、この計画がどのように作られ活用されていくのかスケッチしてみましょう。

まず学校から、保育や教育の経過、現在の発達や学習の状況等から、自立や社会参加のために必要と思われることを提案します。

保護者には、家庭での生活状況や地域の福祉、医療機関などで受けている支援状況を伝えていただくとともに、現在望んでいることや将来願うことなどを話していただきます。保護者の方も、支援者の一人として参加をしていただく訳です。

この検討は、通常、話し合いの場を通じて行われることになりますが、その場には、児童生徒の支援に携わっている医療や福祉等の関係者に参加していただくことが期待されます。それにより、現在の支援の状況が多面的に明らかにされ、ニーズの共通理解も進み、一人一人の児童生徒を中心にした地域のネットワークが作られていくことになります。

(2) 目標と内容の明確化と適切な役割分担

教育的なニーズが明らかになったら、教育的支援の目標と内容を検討します。できるだけ具体的な目標を設定するようにします。例えば、1年後の目標として「周りの人とコミュニケーションができるようになる」という抽象的な目標より、「家族や担任に、身振りや指さしによりやってほしいことを伝える」といった具体的な目標設定が大切です。目標があいまいだと、内

容が漠然としたものとなり、達成状況も不明確になるからです。検討の場に、PTやOT、保健師や放課後保育の担当者が参加すれば、より多くの情報や専門的なアドバイスを得ることができでしょうし、訓練や保育の内容とも調整が図られるでしょう。学校、家庭、地域の支援関係者が教育的支援の目標と内容を共有し、適切に役割分担をすることが大切です。

(3) 計画—実行—評価のサイクルを大切に

計画を作ることが目的ではありません。計画が実行され、一定期間が経過したら関係者によりどれだけ達成されたか評価され、計画を見直すことが必要です。計画—実行—評価を循環させていくことが大切です。保護者の皆さんの積極的な参加をお願いします。

3 安全・確実な医療的ケアの積み重ねを

(1) 厚生労働省による医学的・法律学的整理

平成16年9月、厚生労働省に設置された研究会が取りまとめた報告書では、盲・聾・養護学校において、教員が行うたんの吸引等の三つの行為については、看護師を中心としながらも教員が看護師と連携・協力して実施したモデル事業方式を盲・聾・養護学校全体に許容することは、一定の要件の下ではやむを得ない、と整理されました。この整理を受け、同趣旨のことが厚生労働省医政局長から関係者に通知されました。

このことは、学校、保護者、医療関係者等が緊密な連携のもとに行ってきた安全で確実なケアの積み重ねに対する評価がもたらしたことであり、教育と医療の連携の新たな1ページを拓いたという点で、大きな意義があることと言えます。

モデル事業方式が盲・聾・養護学校全体に許容されることになりましたが、このことは容易に実施できるようになったということの意味していません。きちんとした実施体制を校内でも地域においても整備することが重要です。安全・確実な実施の積み重ねが今日の状況を作りだしたことを忘れず、気持ちを引き締めてそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

(2) 今後の医療的ケア実施体制について

今後は各自治体において、看護師の配置を工夫するとともに、地域や各学校における実施体制を整えるとともに、看護師や教員の研修を計画的に実施していくこととなります。

保護者の皆さんには、学校の対応についてその仕組みをよく理解していただき、書面による手続きやケアの実技研修への協力、毎日の体調等に関する引き継ぎなど、今後とも多くのことをお願いしなければなりません。保護者は、ケアの依頼者であるだけでなく、学校の医療的ケアシステムを担う一人であることを改めて確認いただきたいと思います。

*

医療的ケアへの取り組みは、特別支援教育への移行と無関係ではありません。関係者の緊密な連携により、子どもと保護者が求めているニーズへ対応し、それが効果を上げているという点で、医療的ケアへの取り組みは特別支援教育が目指していることを先取りしてきたと言えます。医療的ケアの実践の中心になってきた肢体不自由養護学校の大きな財産とも言えましょう。個別の教育支援計画の取り組みは、そうした関係者や関係機関の連携による教育的支援を教育全体に広げるものです。保護者の皆様のご理解と積極的な参加をお願いするしだいです。

個別の教育支援計画の策定と指導

筑波大学教授・附属久里浜養護学校長

西川 公 司

1 個別の教育支援計画策定の要点

平成14年12月24日に障害者施策推進本部により決定された、障害者基本計画の「重点施策実施5か年計画」に「盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する」ことが明記された。このことにより、各自治体や肢体不自由養護学校等では、個別の教育支援計画策定の準備に取り掛かり、本年度から多くの学校で個別の教育支援計画に基づく一人一人の子どもに対する指導や支援の取り組みが始められたところである。

この個別の教育支援計画とは、どのようなものであるかについては、平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議により公表された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で具体的に示されており、その概要は既に本会報で紹介されているが、再確認の意味で、個別の教育支援計画策定の大切な点をまとめてみると、以下のとおりである。

- 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に策定するものである。
- 個別の教育支援計画は、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としているものである。
- 個別の教育支援計画では、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組みが必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。
- 個別の教育支援計画の対象範囲は、障害のある幼児や児童生徒で、特別な教育的支援の必要なものである（幼稚園から盲・聾・養護学校の高等部、高等学校段階までの者を中心に考える。）。障害の範囲は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症等である。
- 個別の教育支援計画の策定に当たっては、計画の策定を担当する機関を明らかにすることが大切であり、適宜改訂を行って、幼児や児童生徒の特別な教育的ニーズに即したものとなるように努める必要がある。
- 障害の状態を克服・改善するための教育・指導を含め、必要となる教育的支援の目標及び基本的内容を明らかにすることが大切である。福祉、医療等教育以外の分野からの支援が必要となる場合は、その旨を併せて記述する必要がある。
- 従来から盲・聾・養護学校において作成されてきた個別の指導計画は、「個別の教育支援計画」を踏まえ、より具体的な内容を盛り込んだものとして作成されるものである。
- 個別の教育支援計画の策定に当たっては、保護者を含め、教育的支援を行う者及び関係機関と、その役割の具体化を図ることが大切である。

2 個別の教育支援計画の円滑な実施

個別の教育支援計画の策定と指導は、本年度始められたばかりであり、全国的に見ると、十分な準備の下に本年度から個別の教育支援計画に基づいた指導や支援がスタートとした地域もあれば、現段階においてどのようなものにしていくべきか悩んでいる地域もあるのが現状である。

しかしながら、最初に記したように、本年度から個別の教育支援計画に基づいた指導や支援を実施していくことが、既に新障害者プランに示されたところである。こうしたことから、個別の教育支援計画の策定により、一人一人の子どもが、豊かな学校生活や地域生活を送ることができるようにしていくことは、緊急で極めて重要な課題である。

このため、既に個別の教育支援計画の策定とそれに基づいた指導や支援が実施されている学校については、一学期間を振り返って問題点を洗い出し、その改善策を講じていくことが大切である。また、個別の教育支援計画の策定がまだ行われていない学校については、早急に策定のための準備に取り掛かり、一人一人の子どもの指導や支援が円滑に実施できるようにしていくことが必要である。

個別の教育支援計画を円滑に実施していくためには、特に次のようなことが大切だと考える。

(1) 関係者や関係機関の理解啓発

個別の教育支援計画は、この名称に「教育」という用語が用いられていることから、なぜ、直接学校教育と関係のない医療、福祉、労働の分野の関係者や関係機関がかかわらなければならないのかという疑問が、地域によっては根深くあるように感じる。つまり、この個別の教育支援計画は、学校教育の分野の人たちだけで策定すればよいのであり、何も他の分野の人たちまで巻き込んで策定する必要はないのではないかという考え方である。

しかしながら、肢体不自由がある子どもたちを一生にわたって支援していくためには、学校教育以外の分野である医療、福祉、労働分野の関係者や関係機関の参画が不可欠である。学校教育終了後、肢体不自由がある子どもたちを支援していくことになる福祉、労働等の分野の人たちが、より早い時期から一人一人の子どもを知り、肢体不自由養護学校等に在籍している時期から肢体不自由の子どもを協同で育てていくことは、学校卒業後の円滑な引き継ぎに結び付くばかりでなく、利用者を受け入れる立場として、一人一人の実態やニーズに応じた適切なサービスの円滑な提供にも役立つものと考えられる。

したがって、教育以外の分野の人たちの個別の教育支援計画の策定への参画が、どちらかというあまり積極的ではない地域においては、早期からの参画の利便性を十分知らせ、積極的な参画を促すようにしていくことが重要である。このためには、学校がある地域の関係者が定期的に集まって肢体不自由がある

子どもたちのことについて話し合いを行う機会を設定するとともに、肢体不自由養護学校が一人一人の子どもに対して取り組んでいる内容や、他の分野の人たちの協力が必要な内容を、関係者に十分知らせていくことが大切である。また、複数の区や市町村に在住している子どもたちを対象に教育を行っている肢体不自由養護学校では、学校がある地域で関係者との会合の機会を持つだけでなく、子どもたちが在住しているそれぞれの地域で関係者との会合の機会を持つようにするなどの工夫を行うことも必要である。

その場合、複数の区や市町村の関係者や関係機関に肢体不自由養護学校が直接声を掛け、了解を取り付けたうえで、個別の教育支援計画の策定や検討のための場を設けることは、現実的にはなかなか困難である。このため、それぞれの区や市町村の教育委員会などの窓口へ働き掛け、関係者等による話し合いの場を設定しやすいように、あらかじめ準備してもらおうシステム作りも極めて大切なことだと考える。このために、各肢体不自由養護学校の校長や教頭、あるいは特別支援教育コーディネーターの果たす役割は、非常に重要なものである。

(2) 保護者の積極的な参画の促進

個別の教育支援計画の策定と実施において、保護者の積極的な参画は、極めて重要な意味がある。このことに関して、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」には、「家庭において、教育はもちろん生活全般で障害のある子どもに幅広く関わる保護者は、重要な支援者の一人である。保護者が家庭等において子どもと接し、教育や療育との関わりの中で適切な役割を担うことは重要なことであり、そのためには障害や子どもの成長や発達についての知識を深めていくことが必要となる。このため、教育委員会は福祉等の関係機関とも連携をとりながら相談や情報提供を通じて適切な支援を行うとともに、一般講座やセミナー等の開催を通じて保護者の理解、啓発の促進を図っていくことがこれまで以上に重要になると考えられる。」と述べている。また、「個別の教育支援計画」に関する説明文においても、保護者の参画を取り上げており、そこでは「児童生徒への適切な教育的支援を行う場合に、保護者は重要な役割を担うものであり、「個別の教育支援計画」の策定作業においては、保護者の積極的な参画を促し、計画の内容について保護者の意見を十分に聞いて計画を策定又は改訂することが必要である」と述べている。

個別の教育支援計画の策定・点検は、①障害のある児童生徒の実態把握、②実態に即した指導目標の設定、③具体的な教育的支援内容の明確化、④評価、の手順で行われるが、このいずれの段階においても、保護者が積極的に参画していくことが重要であると考えられる。

学校における子どもの実態把握は、行動観察や各種の検査の実施によって行うことはある程度可能であるが、家庭や地域社会における子どもの実態把握は、なかなか困難である。また、保護者が子どもをどのように見ており、どのような力を子どもに身に付けて欲しいと願っているのか、また、子どもがどのように育って欲しいのかという願いや希望も、保護者の積極的な参画なくしては把握し得ないことである。さらに、具体的な教育的支援の内容の定着を図る際にも、学校ではたやすくできる

ものの家庭ではなかなかできなかつたり、あるいはその逆に、家庭ではたやすくできるものの、学校ではなかなかできなかつたりすることも、子どもによっては見受けられるものである。学校では、家庭の置かれている環境をも考慮したうえで、一人一人の子どもに必要な力が身に付くように努力しているものの、家庭の協力を得ることができない場合には、子どもに必要な力の定着が困難を極める場合もあるものである。

個別の教育支援計画は、一度策定したものを学校卒業後まで用いるのではなく、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化等に応じて、改善していかなければならない性質のものである。このため、厳密な評価を定期的に行うことが極めて重要であり、保護者も積極的に評価に関与して、学校教育の分野はもちろんのこと、他の分野での不備が発見された場合には、個別の教育支援計画を修正し、それらが子どもにとってより適切なものとなるような改善策を講じていく必要があるのである。学校に子どもを預けたのだから、子どものことは学校にお任せというのではなく、ぜひとも積極的に関与し続けて欲しいと願っている。

なお、最終報告に示されているような、相談や情報提供を通じて教育委員会等の保護者に対する支援活動を計画的・積極的に行っている地域は、全国的には非常に少ないように思える。一般講座やセミナー等の開催を教育委員会等の機関に任せきりにするのではなく、各肢体不自由養護学校においても、年間を通じて計画的・系統的に開催して、保護者に対する理解啓発や支援活動の充実を図っていくことも大切なことだと考える。

(3) 子どもたちの未来への適切な橋渡しのために

個別の教育支援計画の策定・実施により、学校の中で子どもたちが生き生きと活動することができるようになったとしても、家庭のある地域で家に閉じこもっているだけの生活を送っているようでは、学校卒業後に子どもたちが地域生活を豊かに送っていくことは不可能である。個別の教育支援計画が、学校教育分野における内容の充実を図ることを単に目指すだけでは、子どもたちの豊かな地域生活を確立していくことは困難であり、肢体不自由養護学校在籍時から、地域生活の充実にも目を向け、地域生活マップを作成するなどして、地域における子どもの行動の広がりや社会資源の充実を目指してこそ、真の個別教育支援計画と言えるのではないかと考える。

子どもたちの地域生活の充実を図っていくために、学校教育関係者もボランティアとして地域活動に参加したり、学校が積極的に地域行事を企画・実施したりすることも重要である。子どもや地域にとって欠くことのできない存在の肢体不自由養護学校となり、子どもたちに必要な社会資源の充実を図っていくためにも、子どもや地域を意識した様々な活動や取り組みの充実が不可欠なのである。



今後の特殊教育免許の在り方について保護者からの報告

特殊教育免許の統合化に関するWG委員
全国肢体不自由養護学校PTA連合会顧問

佐竹京子

平成15年度の会報第69号で、「今後の特殊教育免許状の総合化から見えてくるもの」で特殊教育免許の総合化に関するワーキンググループの委員として途中経過を報告させて頂きました。その後、特殊教育免許ワーキンググループは3期まで審議を重ねました。

特殊教育から特別支援教育への転換と各方面からの提言があり、いろいろな冊子や場面に先生方の報告が出されています。特殊教育免許はその変革の中で整備することが必要な制度なのです。では、なぜ免許制度の改善や大学などの教員養成の見直しが必要とされるのか、大きな理由には近年の重度重複化が進む学校現場への対応と、小・中学校あるいは通級(特殊学級等)に在籍しているLD・ADHDまたは高機能自閉症等の子ども達への育成に免許制度の改革が期待されているからだと思います。

すでに、アメリカ連邦教育省では教科指導も含めLD・ADHDのある子ども達に具体的な指導法や個々の子ども達のニーズに応じた、IEP(個別教育計画)プログラムが効果的であるとの報告が出されているのを、私達、保護者も冊子などでよく見受けようになりました。

日本の特殊教育は、盲、聾、知的障害、肢体不自由、病弱が法定5障害と定められ、これに特別支援教育では言語・情緒障害はもちろん、LD・ADHDまたは高機能自閉症等の様々な障害に関する幅広い知識と技術を求めているのです。特別支援学校免許状、一種免許のカリキュラム案では、5障害と言語障害、情緒障害、LD・ADHD、高機能自閉症等の科目も整理

されています。他にも、平成16年4月30日に「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が交付(同年、7月1日から施行)され、盲学校の高等部に教諭および助教諭の理学療法の教科の免許状が創設されたのも専門性の向上を目的とした改正です。

特殊教育の教員免許制度の改善について、保護者の皆さんにも知って頂きたいので、免許制度の課題に触れたいと思います。現行の教職員免許法には特例規定(特殊教育免許がなくても当面の間、養護学校等の教員になれる)が、設けられていますが廃止の方向で進みます。基礎免許の取得と幅広い専門性ととも特定障害分野に特化した、高い専門性が求められている事を踏まえて保護者の皆さんも一緒に免許制度を考えてください。

- ① 二種免許は、多様な実態の児童生徒に対応できる、幅広い基礎的な知識・技術を習得する事を目的とする。この基礎的な免許は小・中学校(通級等含む)の先生方にも取得して頂けたら特別支援教育をより理解し、養護学校等のセンター的機能との連携に役立つ知識になるのではと思っています。
- ② 一種免許では、幅広い基礎知識・技術の上に、二つの障害についての専門的な知識・技術を習得することを目的としています。知的障害との重度重複障害の児童生徒が多い事を考慮し、例えば「知的障害と肢体不自由」のように専門的に学ぶ事が義務付けられています。主に、特殊教育に関わる先生方が取得する免許です。

第29回日本肢体不自由教育研究大会開催

〔主催〕 日本肢体不自由教育研究会・日本肢体不自由児協会・全国肢体不自由養護学校長会・日本障害者リハビリテーション協会

開催 平成17年8月4日(木)～5日(金)

会場 タワーホール船堀(江戸川区総合区民ホール)都営地下鉄新宿線「船堀」駅下車徒歩1分

参加費 日本肢体不自由教育研究会会員の方は、7,000円(非会員の方は、9,000円)

申込先 JTB 団体旅行上野支店 TEL 03(3842)5430

《8月4日(木)》9:15～17:30

●シンポジウム

「特別支援教育における肢体不自由教育」(一般公開)シンポジウムのみは無料です。当日参加可

●セミナー

障害の重い子供の健康、学校保健、小・中学校に在籍する肢体不自由児への支援、総合的学習の時間、障害の重い子供とのコミュニケーション、個別的教育支援計画

《8月5日(金)》9:30～16:00

●セミナー

医療的ケア、障害の重い子供の摂食指導、インリアル・アプローチ、機器を活用したコミュニケーション支援、動作法、授業づくり

③ 専修免許では、一種免許の基礎の上に特定のひとつの障害について、高度な専門的知識・技術を習得することを目的とした、学校現場等において指導者的な役割を果たせるようにする事を目的としています。特別支援教育コーディネーター等にあたるスーパーバイザーとしての免許に相当します。

この他にも、保護者として教員に望みたい事のいくつかには、コンピューター等の情報や知識・技術、多様な障害の子ども達への適切に対応出来る指導力、学校内だけでは果たしていかれない特別支援教育に必要な他の専門分野との連携、また、カウンセリング等に関する知識や経験など、日常的な教育実践に加え、積極的に研修を受けるなどの努力も今まで以上にお願いしたいと思っています。現行の先生方にも、現職研修等を通して当該免許状（二種免許以上）を積極的に取得して頂きたいと思っています。免許状の取得は特別支援教育の基盤となって行く数値と考えています。

いくつかの課題に、大学等の教育養成の現状には授業科目が知的障害児の教育、心理及び病理、保健に偏っている傾向があり、今後は多様な児童生徒の実態に対応出来る専門性が求められる事から教員養成の在り方も見直す必要があります。多く

の大学では教員数や、その専門分野が限定されており、他大学との連携体制等、大学間の単位互換等も含めて検討しなければならないようです。また、大学で学んだ教育課程に留まらず、介護体験、教育実習等で現場の実態や経験を積んで欲しいのですが、多様な障害種別と接するだけの十分な時間が取れていないのが実情です。ぜひ、夏のキャンプやスキー等の障害児を対象とした校外の企画にも自主的に参加し、そういった場面でも経験を積んで頂きたいし、そのことは子ども達にも楽しい企画になると思います。今、義務教育特別部会では免許の更新制や免許状の授与にあたっての指導力や適格性を判断できる仕組みを見直す為の審議を行っています。早い段階で総体的な議論を具体的な実行できる審議にまで詰めて頂きたいと願っています。

特別支援教育は圧倒的に数の多い、知的障害やLD・ADHD等の児童生徒に注目が集まりますが、肢体不自由は身体の機能障害の子ども達から、医療的ケアを必要とする子ども達まで、特に重度重複化の実態は年々児童生徒数が増えています。

肢体不自由の特化した実状に応じた、特別支援教育の体制を早急に構築して欲しいと願っています。

第24回（平成17年）「肢体不自由児・者の美術展」募集要項

①応募資格 肢体不自由児・者

②応募要領 1人1点。ただし絵画、書、タイプ・コンピュータアートそれぞれ1点は受け付けます。

グループ制作はご遠慮下さい。題は自由です。未発表のオリジナル作品に限ります。

構図やデザイン等を模写した場合は原作者の了解を得てから出品して下さい。

応募用紙に必要事項を記入の上、制作風景の写真を貼付して下さい。

応募用紙は作品には絶対にのり付けしないで下さい。

応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、主催者は応募作品を審査結果の発表及び広報のため等に無償で展示及び複製する権利を有します。

③募集作品 絵画・タイプ・コンピュータアート・書

④審査 専門家を含む関係者をもって構成する審査会において作品種類別に分けて障害の種類、程度、年齢等を考慮して賞を定めます。

⑤賞 優秀賞（60点以内。優秀賞の中から下記の特賞を各2名に贈呈します。）

厚生労働大臣賞、文部科学大臣奨励賞、東京都知事賞、全国肢体不自由養護学校長会賞、全国肢体不自由養護学校PTA連合会賞、全国肢体不自由児・者父母の会連合会賞、朝日新聞厚生文化事業団賞、毎日新聞社会事業団賞、NHK厚生文化事業団賞、ジェットロニクス国際賞、日本肢体不自由児協会賞

佳作賞（40点以内）

努力賞（30点以内。作品集掲載）

審査委員特別賞 特に専門審査委員の推奨のあった作品に贈ることがあります。

参加賞 応募された方全員に記念として参加賞を贈呈します。

⑥結果発表 平成17年12月1日(木)に特賞入賞者を招いて、表彰式を執り行い賞を贈呈します。その他の入賞者は賞状、副賞の発送をもって発表に代えさせていただきます。

⑦展示会 平成17年12月1日(木)～4日(日)までの4日間、東京芸術劇場展示ギャラリーにて開催します。

その後、順次大阪、福岡、岩手、新潟、沖縄、島根等で巡回展示します。

⑧申込締切 平成17年9月20日(火) 当日消印まで受け付けます。

⑨応募先 〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-7

日本肢体不自由児協会 美術展係

TEL 03-5995-4511

FAX 03-5995-4515

主催：社会福祉法人日本肢体不自由児協会、各道府県肢体不自由児協会

後援：厚生労働省、文部科学省、東京都、全国肢体不自由養護学校長会、全国肢体不自由養護学校PTA連合会、全国肢体不自由児・者父母の会連合会、朝日新聞厚生文化事業団、毎日新聞社社会事業団、NHK厚生文化事業団

協賛：ジェットロニクス株式会社

子ども達の今と未来のために ～彩の国埼玉大会～



埼玉県立越谷養護学校 P T A
会長 中根 登 紀 子

関東平野の中央に位置し、みどり豊かな武蔵野と西南に続く関東山塊。広い沃野と雑木林、その合間をぬう清流と四季折おりの花々など、首都圏に残されている多くの自然。また、国の機関やオフィスビルなど、高次の業務・商業・文化施設が集まり首都機能の一翼を担う、多彩な彩(さい)の国埼玉で初めての、第48回全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会総会および校長会合同研究大会「埼玉大会」が開催され、全国の皆様をお迎えできることをたいへんうれしく思っています。

平成17年度埼玉大会は『21世紀に生きる子どもたちの、生きがいと自立を支える特別支援教育・肢体不自由教育および社会づくりの推進のため、P T A 活動はどうあればよいか』を研究主題とし、6つの分科会にて研究協議をしていただきます。子どもたちの生きがいと自立を支える社会づくり推進のために、教育、福祉、医療、地域との連携を深め、また、様々な取り組みや体制づくりをどのように進めていくかを、全国の皆様と情報や意見の交換をし、各学校で、地域で、そして家庭での毎日に活かしていただければ幸いです。

平成15年度の沖縄大会、そして平成16年度の北海道大会でのシンポジウムでの学びを受け、今年度の埼玉大会でも「乳幼児期から学校卒業後まで、共に学び共にくらす社会をめざす一貫した支援を求めて」～教育、医療、福祉、労働の連携の在り方～をテーマとしたシンポジウムを開催致します。埼玉県の特別支援教育の取り組みと実践、行政、福祉、医療の連携する立場からのご意見をいただきます。また、文部科学省、厚生労働省の方々からも国の最新の情報をお聞きできる機会となることと致しませう。

このたびの埼玉大会の運営にあたりましては、関東・甲越ブロックのご協力を得ながら埼玉県内8校の肢体不自由養護学校 P T A が一丸となり準備を進めているところです。沖縄大会から足掛け3年の準備となりました。ご参加の皆様にとりましても、また、皆様をお迎えする私たちにとりましても実りある大会となるよう力を尽くします。埼玉大会スタッフ一同、心から皆様のご参加をお待ちしております。

編集後記

編 集 後 記

平成17年度は、文部科学省の特別支援教育課特殊教育調査官に、下山直人様が新たに赴任され、全国肢体不自由養護学校長会会長には都立あきる野学園養護学校長の池田敬史先生が就任されました。お二方には、それぞれご挨拶を兼ねて特別支援教育の動向やその事を踏まえた思いなどを書いて頂きました。また、今回は文部科学省の元特殊教育調査官で、現在筑波大学教授・附属久里浜養護学校長の西川公司先生にもお願い致しました。

なお、6年間努めました津久井孝子前事務局長に替わりまして、当会の顧問でもあります佐竹京子が平成17年4月1日より事務局長に就任致しました。また、引き続き【ワークショップかたつむり作業所】から、パソコンの入力やメンテナンス等の仕事をして頂く為に坂井譲治さんの派遣をお願いしております。前任者同様、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

〈事務局長 佐竹京子〉



坂井譲治さん(前)と佐竹事務局長

全国肢体不自由児養護学校 P T A 連合会・
全国肢体不自由養護学校校長会

推薦 **全肢 P 連安心補償制度** ご加入のお勧め

全肢 P 連安心補償制度の6つの特徴

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① お子さまのケガを幅広く補償 | ② 車いすの損害を補償 |
| ③ 日常生活での賠償責任を補償 | ④ 扶養者の万が一の場合の補償 |
| ⑤ 一般契約より割安 | ⑥ 保険料は年1回の郵便振替 |

保険料は年払 10,000 円～ 5,000 円の間で、自由にお選び頂き
年間を通じてお申込いただけます。

制度引受会社
株式会社損害
保険ジャパン

お問い合わせ先

全肢 P 連安心補償制度事務局
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2丁目2番8号
TEL 0120-313186 FAX 0120-090027

